平成31年度(2019年度) 4月版

後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度ってなあに?

75歳以上の方が



医療を受けられるように

国民全体で支えあう医療制度です。



長崎県後期高齢者医療広域連合





対象となる方 (被保険者)

75歳以上の方はすべてです。

- ●75歳の誕生日当日から対象となります。
- ●65歳以上75歳未満の方で一定の障がいがある方も対象となります。 (※障がい認定を受けるには、申請が必要です。)



被保険者証 (保険証)

一人ひとりに保険証を交付します。

- ●被保険者となる方には、75歳の誕生日を迎える前に保険証を交付します。
- ●毎年8月1日に更新します。
- ●大切に保管し、お医者さんで受診するときは必ず窓口に提示してください。
- ●紛失された場合は、お住まいの市役所・町役場の後期高齢者医療担当 窓口で再交付の手続きをしてください。
- ●保険証、限度額認定証及び減額認定証の

みほん

| | | | | 有効期間 | 見 平成 | 314 | 7 | 月31 | H |
|--------|-------|--------|----------|-------------|----------------|------|-----|------|----|
| 被保険者番号 | 12 | 3 4 : | 5 6 7 | 18 | - | | | • | |
| 住 所 1 | 長崎市栄暖 | 叮4番 | 9号 | | d | Ple | T/ | h | |
| 氏 名] | 広域 | 太白 | ЭK | | | | 性 | 別里 | |
| 生年月日昭和 | | 371000 | 00994444 | 資格取得 | 等年月 | 日平成 | 21年 | 1.11 | 11 |
| 発効期日平1 | 成21年 | 1 Л | 18 | 交付 4 | 年月 | 日平成: | 30年 | 8月 | 1 |
| 一部負担金の | 割合 | | | 1 | 割 | | | | |
| | | | | | - "WIE | | | | |

大きさは名刺サイズ (54mm×86mm) です。

| | 有効期限 | 者医療限度額適用認定証 艮 平成31年 7月31日 日 平成30年 8月 1日 |
|----|--------------------|---|
| 被 | 保険者番号 | 1 2 3 4 5 6 7 8 |
| 被保 | 住 所 | 長崎市栄町4番9号 |
| | 氏 名 | |
| 者 | 生年月日 | 昭和 9年 1月 1日 |
| 発 | 効 期 日 | 平成30年 8月 1日 |
| 適 | 用区分 | 現役 I |
| 並者 | 険者番号 びの名称及 印 | |

| | 後期 | 高齢者 | 医療 | 限度額適用・標準負担額減額認定証 |
|---|----|-----|----|------------------|
| | 4 |] 効 | 期阝 | 艮 平成31年 7月31日 |
| | 3 | を付年 | 月 | 可 平成30年 8月 1日 |
| 被 | 保険 | 者番 | 号 | 1 2 3 4 5 6 7 8 |
| 被 | | | | 長崎市栄町4番9号 |
| 保 | 住 | | 所 | みほん. |
| 険 | 氏 | | 名 | 広域 太郎 男 |
| 者 | 生 | 年月 | 日 | 昭和 9年 1月 1日 |
| 発 | 効 | 期 | 日 | 平成30年 8月 1日 |
| 適 | 用 | 区 | 分 | 区分I |
| 長 | 期 | 入 | 院 | 保険 |
| 該 | 当 | 羊 月 | 日 | 者印 |
| 保 | 険 | 者 番 | 号 | 3 9 4 2 0 0 0 5 |
| 並 | びし | こ保 | 険 | 長崎県後期高齢者医療広域連合 |
| - | | 名称 | 及 | 長 分准 以 本 於 |
| び | 印 | | | 連摩広 |

大きさは、127mm×91mmです。



医療機関でのお支払い

お医者さんにかかったときは、 医療費等の一部を自己負担します。

●自己負担割合 1割 又は 3割 (現役並みの所得がある方)

1 割

課税標準額が145万円未満 (同じ世帯の被保険者全員が 145万円未満)



課税標準額が145万円以上の 被保険者及びその世帯に属する 被保険者



※**課税標準額**とは、所得金額から 所得控除を差し引いたものです。

申請で1割になる場合

- ①世帯内の被保険者が1人の場合は、その方の収入額…… 383万円未満 ※383万円を超える方であっても、世帯内に70歳から74歳までの方 がいる場合、被保険者とその方の収入合計額……… 520万円未満
- ②世帯内に被保険者が2人以上の場合、その収入合計額… 520万円未満

●所得区分の判定

| 負担割合 | 所 得 区 分 | 要件 | | |
|------|-----------------------|---------------------------|--|--|
| | 現役並みⅡ | 住民税課税所得690万円以上 | | |
| 3割 | 現役並みI (現役I) ※1 | 住民税課税所得 380 万円以上 | | |
| | 現役並みI(現役I) ※1 | 住民税課税所得 145 万円以上 | | |
| | 一 般 | 下記以外の方 | | |
| 1割 | 低所得Ⅱ(区分Ⅱ)※2 | 世帯全員が住民税非課税 | | |
| | 低所得 I (区分 I)※2 | 世帯全員が住民税非課税でかつ、世帯全員の所得が0円 | | |

※1に該当される方は「限度額適用認定証」を、※2に該当される方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお住まいの市役所・町役場に申請してください。認定証を病院等に提示すると、医療費の自己負担や入院時の食事代が減額されます。(4ページ参照)

●自己負担限度額(自己負担限度額·食事代·居住費)

医療費の窓口負担が高額になったとき【高額療養費】・入院時の食事代と居住費

月ごとの医療費が下記の表の**自己負担限度額(食事代等の自費分を除く)を超えた**場合、超えた額を払い戻します。基本的に初回のみ口座申請が必要です。



- (注1) 医療機関窓口でのお支払い金額を自己負担限度額までとする場合、「限度額適用認定証」又は「限度額適用・標準負
- (注2) 現役並み所得者及び一般の外来+入院(世帯合算)の自己負担限度額は、過去 12 か月以内(診療当月を含む。)に 4回目以降は、各欄記載の負担限度額となります。
- (注3) 一年間(毎年8月から翌年7月まで)のうち、所得区分が「一般」、「低所得Ⅰ」又は「低所得Ⅱ」であった月の外来 定基準額)を超えた場合、超えた額を月間高額療養費登録□座に支給します。(月間高額療養費□座未登録の場合
- (注4)長期入院とは、入院日数が90日(過去1年間、低所得Iの入院日数含む。)を超える場合で、減額を受けるにはては、入院医療の必要性の高い方のみが対象となり、長期該当申請で食事代1食あたり160円となります。
- (注5)一部医療機関では、420円となります。指定難病患者の場合、現役並み所得・一般の被保険者は、食事代1食あ
- (注6) 低所得Iの方で、かつ、療養病床の入院医療の必要性の高い方は、食事代1食あたり100円となります。
- (注7) 指定難病患者の場合は、居住費1日あたり0円となります。







給付事業等について

【高額介護合算療養費】

医療保険と介護保険の一年間(毎年8月から翌年 7月まで)の合計自己負担額が高額になったとき

1

市役所・町役場に申請することで、定められた 基準額を超えた額が払い戻されます。 (該当すると思われる方には、

申請のお知らせを送付します。)

【療養費】

やむを得ず医療費等を全額自己負担したとき (コルセット等購入、保険証忘れによる受診等)



市役所・町役場に申請することで、保険給付分が支給されます。

【葬祭費

被保険者が亡くなったとき



葬祭を行った方が市役所・町役場に申請することで、葬祭費(2万円)が支給されます。

【第三者行為】

交通事故等による負傷の治療で 保険証を使用するとき



病院への申し出とお住まいの市役所・町役場に被害届の提出が必要です。

| | 療養病床 | | | | | |
|---|---------------------------------|---------------------|--|--|--|--|
| | 食事代 (1 食) | 居住費 (1日) | | | | |
| | 460円 (注5) | 370円 (注7) | | | | |
| 9 | 210円 長期入院160円 (注4) | | | | | |
| | 130円 又は | | | | | |

担額減額認定証」の申請が必要となります。 3回以上高額療養費が支給されている場合、

自己負担額の合計額が年間 144,000 円(算、申請のお知らせを送付します。)

は長期該当申請が必要です。療養病床につい

たり 260 円となります。

100円(注6)



保険料

保険料は、被保険者一人ひとりに 納めていただきます。

■保険料の計算方法

年間保険料

(賦課限度額62万円)

均等割額

(被保険者が等しく負担)

45.800円

所得割額※

(被保険者の所得に応じて負担)

所得割率 8.67%

※所得割額··· (総所得金額等-基礎控除額 33 万円) × 8.67%

+

●保険料の軽減制度

世帯の所得に応じて保険料が軽減されます。

- ■均等割額の軽減 ・8.5割軽減 ・8割軽減 ・5割軽減・2割軽減
- ■社会保険の被扶養者であった方の軽減
 - ・所得割額の負担はなく、後期高齢者医療の被保険者になってから 2年間は、均等割額が5割軽減されます。
 - ・世帯の所得に応じて、上記、均等割額の 軽減に該当する場合もあります。

■保険料と医療費の仕組み

全体の 医療費

みなさんが病院で 支払う額

後期高齢者の医療費

(広域連合が医療機関に支払う額)

後期高齢者の医療費のうち 約1割をみなさんの保険料 で負担します。

費用負担の内訳



保険料 若い現役世代の 方が負担します。

国と県と市町(4:1:1) が負担します

1割 4割 5割

●保険料の納め方

特別徴収 年額18万円以上の年金受給者は、年金から保険料を天引き 介護保険料と合わせた額が年金額の1/2を超える場合には普通徴収となります。

普通徴収 特別徴収に該当しない人は、納付書や口座振替で市町に納付 新たに被保険者となった方は、一定の期間普通徴収となります。

保健事業について

①健康診査を受けましょう!

毎年1回、無料で受けられます。

健康で"いきいき"とした生活を送るために健康診査を受診され、ご自身の健康管理にご活用ください。



②お口"いきいき"健康支援(口腔ケア)事業

お口は、健康の窓口です。お口の中を清潔にし、噛む力、飲み込む力を保つことが、全身の健康につながります。

受診は**無料**ですので、ぜひ、この機会に 受けましょう。



③はり、きゅう施術費助成

「はり」「きゅう」の施術料金について、助成しています。

助成額は、1回あたり700円、月5回までです。(指定を受けたはり師、きゅう師からの施術に限ります。)



4 ジェネリック医薬品をご活用ください。

「後発医薬品」とも呼ばれ、安全性・効き目は先発薬と同等で、価格は2~7割程度安くなり、医療費の節約に役立ちます。

かかりつけ医師や薬局の薬剤師へご相談ください。





医療費が増加すると皆さんにお支払いいただく **保険料**の**増加**につながります。

同時に現役世代の負担や公費の負担も増えます。現在の保険制度を維持するためにも、

健康で"いきいき"とした毎日を過ごしましょう。

市役所・町役場へのお問合せ先



| 市町名 | 部署名 | 電話番号 |
|-------|----------------|--------------|
| 長崎市 | 市民健康部 後期高齢者医療室 | 095-829-1139 |
| 佐世保市 | 医療保険課・保険料課 | 0956-24-1111 |
| 島原市 | 保険健康課 | 0957-63-1111 |
| 諫早市 | 健康福祉部 保険年金課 | 0957-22-1500 |
| 大 村 市 | 福祉保健部 国保けんこう課 | 0957-53-4111 |
| 平戸市 | 健康ほけん課 国保年金班 | 0950-22-4111 |
| 松浦市 | 健康ほけん課 | 0956-72-1111 |
| 対 馬 市 | 福祉保険部 保険課 | 0920-58-1579 |
| 壱 岐 市 | 保健環境部 保険課 | 0920-45-1157 |
| 五島市 | 国保健康政策課 国保・年金班 | 0959-72-6111 |
| 西海市 | 健康ほけん課 | 0959-37-0067 |
| 雲 仙 市 | 総合窓口課 保険年金班 | 0957-38-3111 |
| 南島原市 | 市民生活部 保険年金課 | 0957-73-6641 |
| 長与町 | 健康保険課 保険係 | 095-801-5821 |
| 時 津 町 | 福祉部。高齢者支援課 | 095-882-2211 |
| 東彼杵町 | 健康ほけん課 | 0957-46-1202 |
| 川棚町 | 健康推進課 | 0956-82-3131 |
| 波佐見町 | 健康推進課 | 0956-85-2483 |
| 小値賀町 | 住民課 保健係 | 0959-56-3111 |
| 佐々町 | 保険環境課 | 0956-62-2101 |
| 新上五島町 | 健康保険課 | 0959-53-1111 |

お問合せ

長崎県後期高齢者医療広域連合

〒850-0875 長崎市栄町4番9号(長崎県市町村会館5階)

2 095-816-3930 FAX 095-823-2425

https://www.nagasaki-kouiki.net 開庁時間:平日8時45分~17時30分

※土・日・祝日・年末年始は休み

